

40年ぶりの 相続法大改正!!

いまから学ぶ↑
不動産・相続対策セミナー

間違えない 相続 対策

消費税増税前に必聴!

2018年7月の民法改正で、相続に関する法制度が変わりました。約40年ぶりとなる大幅な見直しとなり、2019年1月から順次施行されます。その内容は多くの人に関わるもの。改正のポイントをしっかり押さえ、相続のトラブルを回避しましょう。



参加費
無料

定員 先着50名
※定員になり次第終了



平成30年

12月9日 日 13:30~16:00
(開場/13:15)

パルシェ7F 第3会議室
静岡市葵区黒金町49番地 JR静岡駅ビル内

第1部

13:30~14:30 (休憩・質問等15分)

解説! 相続法改正点のポイント

40年ぶりの相続法改正では、遺産分割、遺言制度、遺留分制度のすべてにおいて改正点があります。その改正点についてポイントを整理しながら、その対策も含め、分かりやすく解説します。

講師 司法書士 名波 直紀 氏
(名波司法書士事務所)

平成8年に浜松市の地で開業して以来、地域住民から寄せられる相続・遺言等の相談に対応。1000件以上の相談実績を踏まえ「もめない相続」の普及に日々取り組んでいる。



第2部

14:45~15:45 (休憩・質問等15分)

考えよう! 二次相続対策

配偶者と子への一次相続対策だけでは不十分。二次相続後を見据えた対策こそが重要。二次相続に備えた「配偶者居住権」や「配偶者税額軽減」「小規模宅地等の評価減」などの効果的な活用法を分かりやすく解説します。

講師 税理士 稲場 広宣 氏
(税理士法人 四谷会計事務所)

金融資産運用、遺言信託、不動産投資のコンサルティングなど信託銀行での業務経験を活かし、現在は四谷会計事務所パートナー税理士として総合的なコンサルティング業務を行っている。



セミナーの
お申し込みは

電話・FAX・Eメール、または申し込みフォームで次の①~④を添えてお申し込みください。

①氏名(ふりがな) ②年齢 ③郵便番号・住所 ④電話番号(日中連絡が取りやすい番号)

FAX・Eメールの場合は、件名に「相続対策セミナー」とご記入ください。



申し込みフォーム

株式会社SBSコミュニケーションズまで

☎ 0120-87-1130 FAX 053-458-1107 E-MAIL info@vivere.jp

(土日祝を除く10:00~17:00)

※金融機関の方、住宅メーカーの方、不動産の方はご遠慮ください ※応募者の個人情報は、当社および協賛のパナホーム静岡のご案内等に使用させていただきます

主催 SBSコミュニケーションズ

協賛 株式会社 パナホーム静岡